

豊中の商業

～平成 26 年商業統計調査結果報告～

豊中市

目 次

I. 調査の概要	1
II. 利用上の注意	3
III. 用語の解説	6
IV. 統計表	
1. 産業中分類別事業所数、従業者数、年間商品販売額	9
2. 産業細分類別事業所数、従業者数、 年間商品販売額、その他収入額、売場面積	10
3. 小売業セルフサービス店売場面積規模別 事業所数、従業者数、年間商品販売額	18
4. コンビニエンスストア売場面積規模別従業者規模別 営業時間別の事業所数、従業者数、年間商品販売額	20
5. 産業中分類別従業者規模別チェーン組織への加盟別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積	20
6. 小売業の産業中分類別従業者規模別駐車場の有無別 事業所数、従業者数、年間商品販売額	22
7. 小売業の産業中分類別来客駐車場収容台数規模別 事業所数、従業者数、年間商品販売額、収容台数	24
8. 町別事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積	26
9. 市町村別の概況	40
V. 参考	
・ 調査票	
・ 産業分類改訂について	

I. 調査の概要

1. 調査の目的

平成 26 年商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施した。

2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）

商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）

3. 調査期日

平成 26 年商業統計調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施してきた。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス - 活動調査実施年の 2 年後に実施することとなり、平成 26 年商業統計調査は総務省所管の経済センサス - 基礎調査との同時実施（一体的）により実施した。

年次別の調査期日、調査種別は下表のとおり。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年	9 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	昭和 57 年	6 月 1 日	卸売・小売業、飲食店
29	9 月 1 日	〃	60	5 月 1 日	卸売・小売業
31	7 月 1 日	〃	61	10 月 1 日	一般飲食店
33	7 月 1 日	〃	63	6 月 1 日	卸売・小売業
35	6 月 1 日	〃	平成元年	10 月 1 日	一般飲食店
37	7 月 1 日	〃	3	7 月 1 日	卸売・小売業
39	7 月 1 日	〃	4	10 月 1 日	一般飲食店
41	7 月 1 日	〃	6	7 月 1 日	卸売・小売業
43	7 月 1 日	〃	9	6 月 1 日	〃
45	6 月 1 日	〃	11	7 月 1 日	〃（簡易調査）
47	5 月 1 日	〃	14	6 月 1 日	卸売・小売業
49	5 月 1 日	〃	16	6 月 1 日	〃（簡易調査）
51	5 月 1 日	〃	19	6 月 1 日	卸売・小売業
54	6 月 1 日	〃	26	7 月 1 日	〃

2 調査の概要

5. 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 I - 卸売業・小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第 4 条参照）を除く）。

調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場等の構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても、専従者がいる事業所は対象とした。

6. 調査方法

(1) 調査経路

① 調査員調査方式

経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 調査対象事業所

② 本社等一括調査方式

経済産業省 - 民間事業者 - 調査対象事業所

(2) 配布方法 郵送、調査員

(3) 収集方法 郵送、オンライン、調査員

7. 調査項目

項目は「V. 参考 商業調査票」を参照。

Ⅱ. 利用上の注意

1. 本書の数値は、経済産業省「商業統計調査」の調査票情報に基づき、豊中市が独自に集計を行ったものであり、経済産業省が公表している数値と異なる場合がある。
2. 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しないので、比較は行っていない。
3. 総数に内訳の不詳を含むため、また、単位未満を四捨五入して表章しているため、内訳の合計と総数が一致しない場合がある。
4. 「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表す。
 - ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業（宅配専門）に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所は不詳となる。
 - イ 「営業時間」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）に属する事業所は不詳となる。
5. 金額については、別に注記がないものは「万円」単位で表章している。
6. 面積については、別に注記がないものは「㎡」単位で表章している。
7. 「個人」には「法人でない団体」を含む。
8. 事業所の産業の決定方法については、以下のとおり。
 - (1) 一般的な方法
 - ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上位 4 桁の分類番号で細分類を決定する。
 - ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位 2 桁の卸売品目（51～55）と小売品目（57～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
 - ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁と順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付けする。
 - (2) 特殊な方法
卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

4 利用上の注意

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

表 1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の 10%以上で、従業者が 100 人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表 1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の 50%未満で、従業者が 100 人未満の事業所。

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または、消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表 1 財別と産業分類

財 別	小分類	産 業 分 類 名
生 産 財	511	繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資 本 財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消 費 財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

ウ 「5598 代理商，仲立業」

「卸売販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店，総合スーパー」

表 2 の衣（中分類 57）、食（中分類 58）、住（中分類 59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の 10%以上 70%未満で、従業者が 50 人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」

表 2 の衣（中分類 57）、食（中分類 58）、住（中分類 59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の 50% 未満で、従業者が 50 人未満の事業所をいう。

表 2 「衣」、「食」及び「住」と産業分類

衣・食・住別	中分類	産 業 分 類 名
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
住	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表 3 の小分類「582～589」までのうち、3 つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の 50% に満たない事業所をいう。

表 3 飲食料品小売業に関する産業分類

産業分類	小分類	産 業 分 類 名
58 飲食料品小売業	582	野菜・果物小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 30 m² 以上 250 m² 未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいう。

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m² 以上で、「60211 金物」「60221 荒物」「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいう。

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の 90% 以上の事業所をいう。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が 0% 及び売場面積が 0 m² の事業所をいう。

Ⅲ. 用語の解説

1. 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

2. 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）
代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

3. 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Rーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

4. 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

5. 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

6. 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店等も支店とする。

7. 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

8. 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を決めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

8 用語の解説

- ⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

9. 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

10. その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

11. セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

12. 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

13. 年初及び年末商品手持額（法人事業所のみ）

企業全体の商業事業所における平成25年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

14. 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。